

財政の健全化判断比率と
公営企業の経営健全化判断比率

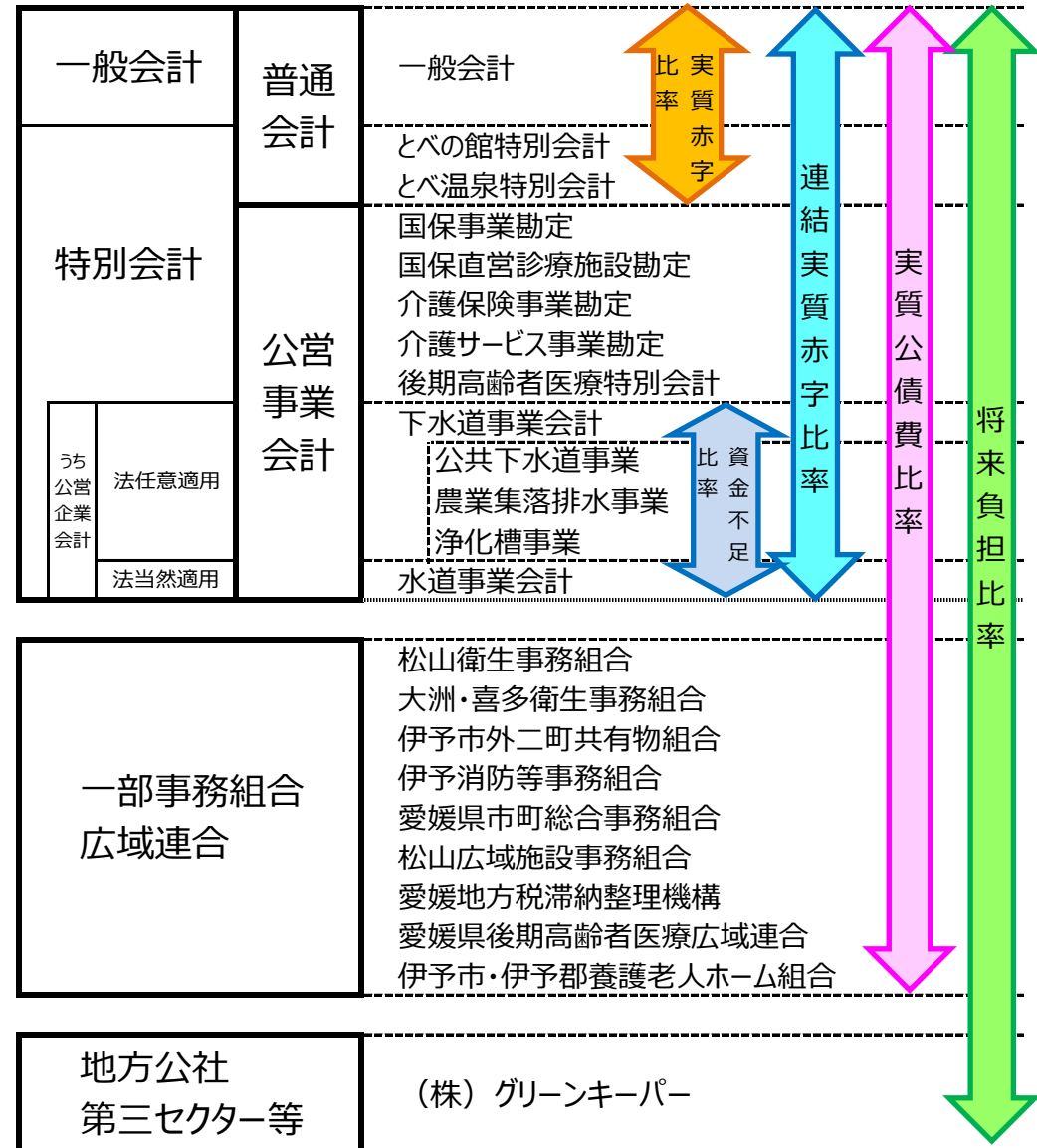
第1 財政健全化法の概要

1 健全化判断指標と会計の対象範囲

財政健全化法*の規定に基づき、毎年度、次の指標を算定する。

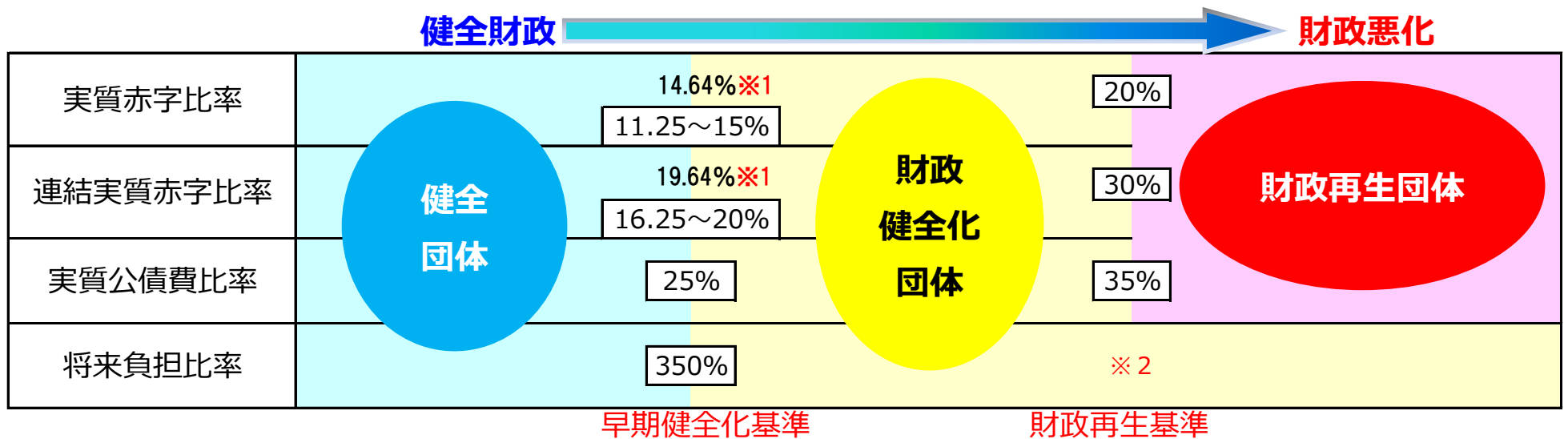
指標	内容
実質赤字比率	普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合
連結実質赤字比率	全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合
実質公債費比率	一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合
公営企業の経営健全化比率	資金不足額が事業規模に占める割合

*正式名称を「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法第94号）」という。



2 判断基準と基準超過団体、及び議会や監査委員との関係

比率から財政の悪化を判断する基準は、「早期健全化基準」と「財政再生基準」の二つがある。



公営企業会計の経営健全化基準

資金不足比率	健全団体	20%	経営健全化団体
--------	------	-----	---------

※1 市町村の早期健全化基準は、財政規模に応じて異なり、数値は令和4年度のもの。

※2 将来負担比率に財政再生基準はない。

- 財政健全化団体になると→財政健全化計画を策定し、計画に基づく財政健全化を行う。
- 財政再生団体になると→財政再生計画を定め、計画に基づく財政再建に取り組む。
→税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しを行う。
→総務大臣の許可が無ければ、地方債の発行ができなくなる。
- 公営企業が経営健全化団体になると→経営健全化計画を策定し、計画に基づく経営健全化を行う。
- 各指標の数値は、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、公表する。(法第3条、第22条関係)
- 財政健全化計画、財政再生計画を策定した際は、議会が議決し、住民に公表する。(法第5条、第9条関係)
- 早期健全化、財政再生団体は、計画を策定するにあたり、財政健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、外部監査*を受けなければならない。(法第26条関係)

*監査委員による監査と別に、外部の目でチェックを行う監査。監査人には、公認会計士、弁護士、税理士などがなる。

第2 砥部町の状況

1 決算に基づき計算した砥部町の健全化判断比率

一般会計等の経営健全化判断比率

	砥部町					健全化判断基準		備考
	H30	R1	R2	R3	R4	早期健全化基準	財政再生基準	
実質赤字比率	-	-	-	-	-	14.64%	20%	8億7,973万8千円の黒字
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	19.64%	30%	18億2,585万6千円の黒字
実質公債費比率	1.7%	2.0%	2.0%	2.4%	3.3%	25%	35%	
将来負担比率	20.4%	44.4%	48.6%	40.1%	38.5%	350%		

※「-」は、該当が無いことを表している。

公営企業会計の資金不足比率

	経営健全化 判断比率	備考（砥部町の状況）
下水道事業会計	資金不足比率20%	2億8,566万6千円の剰余金
公共下水道事業		2億3,600万4千円の剰余金
農業集落排水事業		373万9千円の剰余金
浄化槽事業		4,592万3千円の剰余金
水道事業会計		2億6,899万8千円の剰余金

下水道事業会計、水道事業会計の実質赤字は、資金不足額で判断する。すべての会計で剰余金が出ているため、実質赤字は該当なし。

- 実質赤字比率と連結実質赤字比率については、普通会計は8億7,973万8千円の黒字、町全体の会計を連結した収支でも、18億2,585万6千円の黒字となり、「該当なし」となっている。
- 実質公債費比率は、3.3%で、前年度（2.4%）と比較すると0.9ポイント増加。
 - 国の交付税財源の増により普通交付税の臨時財政対策債振替分が減少したこと（分母減）及び、平成30年度借入の臨時財政対策債及び令和元年度借入の緊急防災・減災事業債（防災行政無線更新整備事業）ほかの据置期間終了による元金償還開始により元利償還金が増加したため（分子増）、実質公債費比率は0.9ポイント増加した。
* P 5「総括表③」参照。
- 将来負担比率は、38.5%で、前年度（40.1%）と比較すると1.6ポイント減少した。
 - 充当可能基金等の将来負担額から控除すべき充当可能財源等が2億3,026万6千円減少し、また、令和4年度は小学校大規模改修工事などの大規模事業が一段落したため、普通会計の新規起債発行額は3億7,930万円（前年度比▲5,190万円）となり、元金償還決算額6億1,450万円を下回ったことにより、地方債現在高が減少し、将来負担額も、3億8,849万8千円減少したため、1.6ポイント減少している。
* P 7「総括表④」参照。

2 実質公債費比率 総括表③

単位：千円

$$\text{実質公債費比率の算定式} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$$

	A	B 地方債の元利償還金に準ずるもの			C	D
	地方債の元利償還金 (繰上償還等を除く。)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てられたと認められる繰入金	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの等	元利償還金等に充てられる特定財源	普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金
2年度	(582,176	119,672	33,876	2,273	(13,671	606,880
3年度	609,125	119,663	44,815	1,411	11,961	607,070
4年度	664,129	126,395	61,389	1,438	5,342	618,595
					※公営住宅使用料	

	E 標準財政規模 (標準税収入額等 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額)	D 普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金
2年度	2,587,320 + 2,644,622 + 236,016 = 5,467,958	606,880
3年度	2,574,235 + 2,875,481 + 292,237 = 5,741,953	607,070
4年度	2,610,363 + 2,912,741 + 81,082 = 5,604,186	618,595

2年度	117,446
3年度	155,983
4年度	229,414

≪結果≫

	(%)
2年度	2.41605
3年度	3.03772
4年度	4.60154
実質公債費比率	3.3

2年度	4,861,078
3年度	5,134,883
4年度	4,985,591

■分子

- ・ A + B … 元利償還金と準元利償還金の合計
- ・ C + D … 元利償還に充てられた特定財源と交付税措置された地方債の合計
→ 特定財源：起債した事業から得られる収入を地方債償還に充てる財源としたもの
→ 交付税措置された地方債：地方債の償還については、普通交付税として国から措置されるものもある。
- ・ (A + B) - (C + D) … 実質的な元利償還金
→ 特定財源と交付税措置される地方債の合計額を控除することで実質的な元利償還金を算出する。

■分母

- 標準財政規模から交付税措置される地方債を控除した額を分母として割合を算出。

B：地方債の元利償還金に準ずるもの（準元利償還金）

- ・ 公営企業地方債の償還の財源に充てられたと認められる繰入金→下記「3②表」より
- ・ 一部事務組合等の地方債に充てられたと認められる補助金、負担金→一部事務組合等からの提出資料より
- ・ 公債費に準ずる債務負担行為→債務負担行為の状況調べより

※企業会計で債務負担行為を起こすことがあるが、一般会計等からの繰出金を充当しない場合は対象外となっている。

＜3②表＞ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金

(単位：千円)

団体名	特別会計名	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金		
		2年度	3年度	4年度
砥部町	水道事業会計	4,706	4,521	4,088
	下水道事業会計	114,966	115,142	122,307
	公共下水道事業	102,370	102,385	109,061
	農業集落排水事業	12,596	12,757	13,246
	浄化槽事業	-	-	0
	介護保険特別会計（サービス）			
	介護保険特別会計（事業勘定）			
	国民健康保険（事業勘定）			
	国民健康保険（施設勘定）			
	後期高齢者特別会計			
	合計	119,672	119,663	126,395

P5「総括表③」の
Bの額へ転記

※下水道事業会計（浄化槽事業）は、令和4年度から企業会計（法適）に移行しました。

3 将来負担比率 総括表④

総括表④ 将来負担比率の状況											団体名 愛媛県砥部町	
将来負担額	地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合等 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額				連結実質 赤字額	組合等連結実質 赤字額負担見込 額	
							地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等			
2年度	9,956,407	0	3,246,202	255,684	473,765	0	0	0	0	0	0	
3年度	9,830,503	0	3,126,267	210,062	427,093	0	0	0	0	0	0	
4年度	9,595,299	0	3,027,259	166,989	415,880	0	0	0	0	0	0	
(分母比)	193		61	3	8							

充当可能財源等				(単位：千円)	
充当可能基金	充当可能 特定歳入	うち都市計画税	基準財政需要額 算入見込額		
				2年度	2,198,170
3年度	2,315,354	86,793	0	9,130,648	
4年度	2,453,608	53,542	0	8,775,811	
(分母比)	49	1		176	

将来負担額 A	充当可能財源等 B	A - B
2年度 13,932,058	11,565,330	2,366,728
3年度 13,593,925	11,532,795	2,061,130
4年度 13,205,427	11,282,961	1,922,466
	265	39

標準財政規模 C	算入公債費等の額 D	C - D
2年度 5,467,958	606,880	4,861,078
3年度 5,741,953	607,070	5,134,883
4年度 5,604,186	618,595	4,985,591
	112	100

将来負担比率 (%)	
2年度	48.6
3年度	40.1
4年度	38.5

将来負担額 = 13,205,427 千円 (A (ア~クの計))

b + c + d

P 5「総括表③」参照

- ・地方債残高は、前年度より2億3,520万4千円減少
- ・充当可能基金bは、前年度より1億3,825万4千円増加したものの、充当可能特定歳入cは3,325万1千円減少、

A：将来負担額

ア 一般会計の地方債残高 95億9,529万9千円

イ 債務負担行為に基づく支出予定額 0円

→リース資産は非該当。(地方債償還や転貸債とは性質が異なるため)

ウ 一般会計以外の地方債の元利償還に充てる一般会計等の負担見込額

→地方債残高 58億3,304万6千円※1、うち将来負担額 30億2,725万9千円

エ 加入する組合等の地方債の元利償還に充てる負担見込額

→地方債残高 24億7,914万9千円※2、うち将来負担額 1億6,698万9千円

オ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額

→特別職を含む一般会計等の職員199人が退職した場合の退職手当は、10億3,714万4千円必要となる。愛媛県市町総合事務組合に積み立てている6億3,804万2千円を控除した4億1,588万円が将来負担額となる。

カ 町が設立した法人の債務を負担している場合の一般会計等の負担見込額

→該当法人は、(株)グリーンキーパーであるが、見込額なし

キ 連結実質赤字なし

ク 組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等の負担見込額なし

※1 企業会計決算統計より

下水道事業会計(公共下水道事業) 3,832,809千円

下水道事業会計(農業集落排水事業) 101,457千円

下水道事業会計(浄化槽事業) -

水道事業会計 1,898,780千円

企業会計計 5,833,046千円

※2 一部事務組合等報告より

伊予市・伊予郡特別養護老人ホーム組合

54,678千円

伊予消防等事務組合

214,438千円

松山衛生事務組合

2,151,383千円

大洲・喜多衛生事務組合

58,650千円

一部事務組合計

B：充当可能基金

団体名 **愛媛県砥部町**

4⑧表 地方債の償還額等に充当可能な基金

(単位：千円)

基金名	基金計(1) (2)+(4)+(6)	現金・預金(2)	国債・地方債 ・政府保証債等 (4)		その他(6)			充当可能基金(9) (2)-(3)+(4)-(5)	(構成比)	
			うち要返還額(3)	うち要返還額(5)	うち貸付金(7)	うち不動産(8)				
財政調整基金	1,356,359	1,356,359						1,356,359	55.3	
減債基金	0							0	0.0	
ふるさと創生基金	225,373	225,373						225,373	9.2	
福祉基金	246	246						246	0.0	
とべの館運営基金	53,782	53,782						53,782	2.2	
とべ温泉運営基金	1	1						1	0.0	
奨学基金	30,819	16,128			14,691	14,691		16,128	0.7	
ふるさと水と土保全基金	20,542	20,542						20,542	0.8	
浄化槽保守点検事業運営基金	0	0						0	0.0	
浄化槽町有施設管理基金	0	0						0	0.0	
社会福祉施設整備基金	237,075	237,075						237,075	9.7	
国民健康保険財政調整基金	0	0						0	0.0	
介護保険事業運営基金	319,342	319,342						319,342	13.0	
坂村真民記念基金	7,713	7,713						7,713	0.3	
公共施設更新準備基金	142,933	142,933						142,933	5.8	
災害対策基金	74,114	74,114						74,114	3.0	
小計	2,468,299	2,453,608	0	0	0	14,691	14,691	0	2,453,608	100

貸付部分は控除

B: 充当可能基金
※P7「総括表④」のBの額へ

(分母比)

D：基準財政需要額に算入される地方債

4⑩表 基準財政需要額算入見込額・総括表（市町村分）

(単位：千円)

費目	測定単位	算入見込額	
1 消防費	人口	4,267	
2 道路橋りょう費	道路の延長	0	
3	(1) 港湾費（港湾）	外郭施設の延長	0
	(2) 港湾費（漁港）	外郭施設の延長	0
4 都市計画費	都市計画区域人口	0	
5 公園費	人口	0	
6 下水道費	人口	1,109,806	
7 その他の土木費	人口	0	
8 小学校費	学級数	154,723	
9 中学校費	学級数	9,125	
10 高等学校費	生徒数	0	
11 社会福祉費	人口	170,140	
12 保健衛生費	人口	189,352	
13 高齢者保健福祉費	65歳以上人口	0	
14 清掃費	人口	52,736	
15 農業行政費	農家数	0	
16 林野水産行政費	林水業従業者数	0	
17	(1) 地域振興費	人口	63,513
	(2) 地域振興費	面積	0
18 公債費		7,021,978	
合計		8,775,640	

(公債費内訳)

18	(1) 災害復旧費	166,258
	(2) 辺地対策事業債償還費	0
	(3) 補正予算債償還費（平成10年度以前許可債に係るもの）	0
	(4) 補正予算債償還費（平成13年度以降同意（許可）債に係るもの）	51,564
	(5) 地方税減収補填債償還費	18,600
	(6) 財源対策債償還費	54,620
	(7) 減税補填債償還費	14,248
	(8) 臨時財政対策債償還費	3,510,934
	(9) 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	262,029
	(10) 国土強靱化施策債償還費	0
	(11) 地域改善対策特定事業債等償還費	0
	(12) 過疎対策事業債償還費	260,439
	(13) 公害防止事業債償還費	0
	(14) 石油コンビナート等債償還費	0
	(15) 地震対策緊急整備事業債償還費	0
	(16) 合併特例債償還費	2,683,286
	(17) 原子力発電施設等立地地域振興債償還費	0
公債費計		7,021,978

D:基準財政需要額算入見込地方債
※P7「総括表④」のDの額へ

4 会計ごとの実質収支と資金剰余金

決算に基づく実質収支と資金剰余金

(単位：千円)

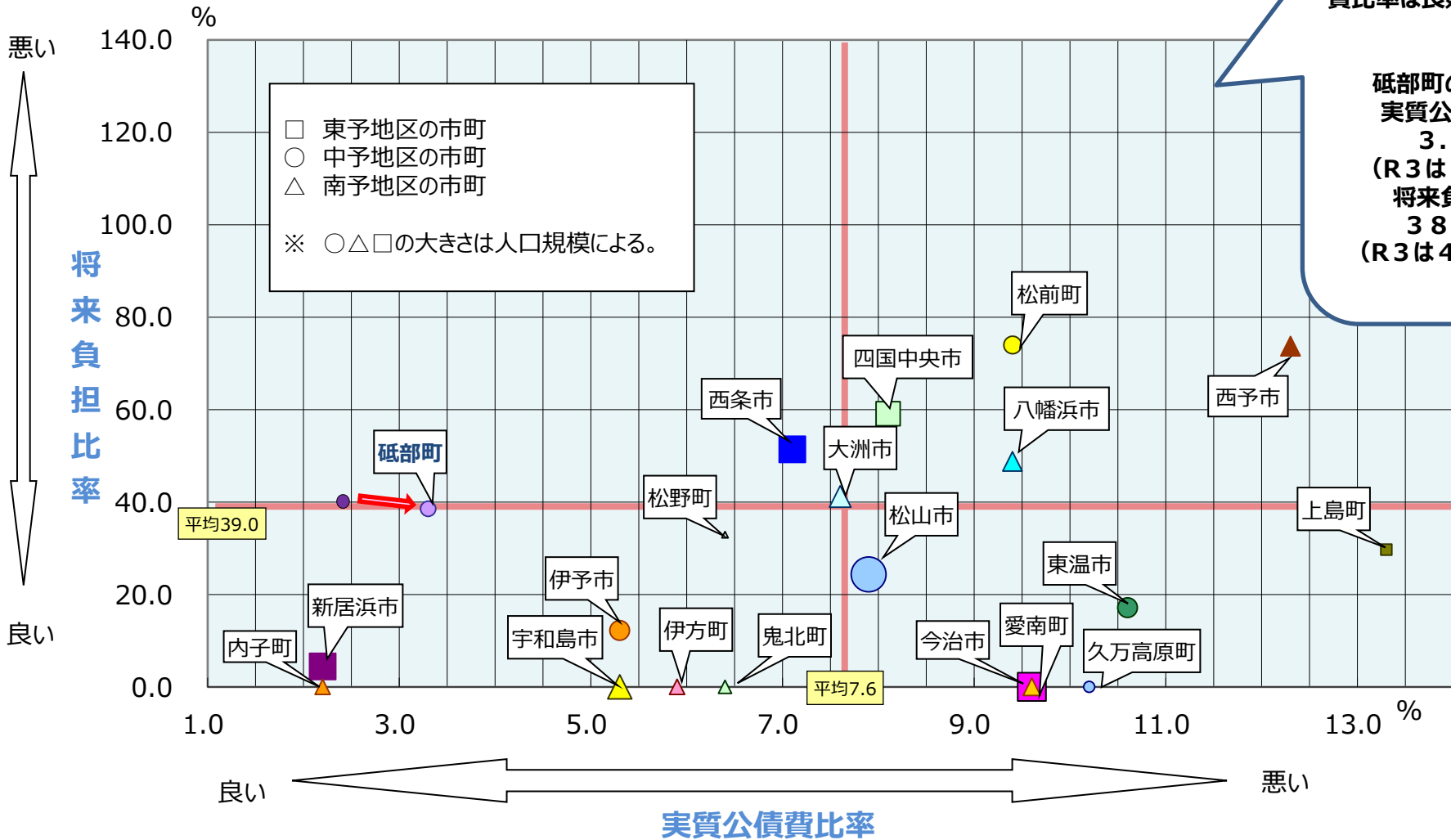
一般会計		一般会計	853,880	↑ 実質赤字比率 ↓	↑ 連結実質赤字比率 ↓
特別会計	普通会計	とべの館特別会計	21,811		
		とべ温泉特別会計	4,047		
		普通会計の計		879,738	
	公営事業会計	国保特会(事業勘定)	292,585		
		国保特会(直営診療施設勘定)	79		
介護特会(保険事業勘定)		89,970			
介護特会(サービス事業勘定)		0			
後期高齢者医療特別会計		8,820			
うち 公営 企業 会計	法任意適用	下水道事業会計	285,666		
	法当然適用	公共下水道事業	236,004		
		農業集落排水事業	3,739		
		浄化槽事業	45,923		
		水道事業会計	268,998		
			合計		1,825,856

※「△」の場合が、赤字または資金不足

第3 県下の状況

県内市町の財政健全化判断比率クロス表は次のとおりである。

財政健全化判断比率クロス表（令和4年度決算速報値）



砥部町の場合、実質公債費比率は良好な状況である。

砥部町のR4比率
実質公債費比率 3.3%
(R3は2.4%)
将来負担比率 38.5%
(R3は40.1%)

